

国指定大潟草原鳥獣保護区
大潟草原特別保護地区計画書
【指定】

平成 29 年 11 月 1 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

大潟草原特別保護地区

(2) 特別保護地区的区域

大潟草原鳥獣保護地区のうち、村道大潟西部線と村道大潟2号線の東側交点を起点とし、同所から同村道を北進し西五丁目11番地排水路との交点に至り、同所から同排水路を東進し県道男鹿八竜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み村道大潟3号線との交点に至り、同所から同村道を西進し村道大潟西部線との交点に至り、同所から同村道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成29年11月1日から平成49年10月31日まで（20年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

大潟草原鳥獣保護区は、秋田県南秋田郡大潟村八郎潟干拓地の中央西部に位置し、大部分が草原及び承水路から構成されている。草原区域の大部分は、ヨシ及びススキが占めているほか、湖沼が点在し、クロマツを中心とする人工林も介在している。

さらに、当該区域を含む一帯は、地区外から流入してくる水を遮断するための承水路により周囲を囲まれた海拔0メートル以下の区域である。このため、当該区域に哺乳類が進入するには点在する橋を利用するしかないことから、鳥類にとって外敵である肉食哺乳類の侵入がほとんど見られないという特徴を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧IB類のオオセッカの生息が確認されている。また、同じく絶滅危惧IB類の猛禽類であるチュウヒを始め、絶滅危惧II類のコジュリン等の繁殖も確認されている。そのほか、天然記念物で絶滅危惧II類のヒシクイ、同じく天然記念物で準絶滅危惧種のマガソ等のガンカモ類を始め多くの水鳥類の生息も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、ヨシ・ススキを主とする草原部分は、オオセッカの生息に適しており、過去にオオセッカの繁殖が確認された区域である。近年その繁殖は確認されていないが、平成13年度及び14年度に植生の刈取り、表土のはぎ取り等の生息環境改善を行ったところ、オオセッカの轉り、飛翔等の行動が再び確認されるようになってきた。また、

当該区域はチュウヒの繁殖地としても重要な区域となっており、近年も繁殖つがいが確認されている。

このように、当該区域は、大潟草原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、オオセッカ等の希少鳥類の保護を図るため、適切な管理に努める。
- 2) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元N G O、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) オオセッカの生息状況調査を行うとともに、専門家の意見を踏まえ、オオセッカの安定的繁殖に向けた保全対策を行う。

（4）保全事業の目標

樹木の伐採、ウマスギゴケ等の蘚苔類の生育抑制、水位の管理、外来植物の除去等の対策を講じ、草原の乾燥化を防ぎ、湿地環境を維持することで、オオセッカ等の草原性鳥類の安定的な生息及び繁殖環境を維持及び改善する。

また、モニタリング調査の結果に基づいて順応的管理を行うとともに、普及啓発を推進する。

（5）保全事業の対象区域

大潟草原特別保護地区の全域

（6）保全事業の内容

湿地の乾燥化を防ぐために計画的に樹木の伐採や水位の管理を行うとともに、表土を攪乱し、地表面を湿潤な状況とすることによりウマスギゴケ等の蘚苔類の抑制を行い、オオセッカ等の草原性鳥類の利用しやすい環境を維持及び改善する。

また、イタチハギやハリエンジュに代表される生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の除去を行う。

さらに、植生やオオセッカ等の草原性鳥類の生息状況のモニタリングや、その結果に基づく順応的管理を行うとともに、保全事業の内容に関する普及啓発を推進する。

(7) 環境変化の概要

湛水域の減少及び草原の乾燥化が進み、ここ数年で急激に木本類が繁茂し始めている。

また、ウマスギゴケ等の蘚苔類が繁茂し地表面を覆うことで、オオセッカ等の繁殖に適した下層植生が損なわれている。

さらに、イタチハギやハリエンジュ等の外来植物の浸入が確認されており、生態系への悪影響が懸念される。

(8) 鳥獣の生息状況の変化

オオセッカの生息は昭和50年代には100羽以上が確認されていたが、平成5年には生息確認が途絶えた。

その後平成14年度より生息環境の改善にかかる取組が進められ、平成16年度以降は、再び生息が確認され、平成22年度には28年ぶりに繁殖も確認された。

さらに平成28年度は、鳥獣保護区の区域及びその周辺で10羽程度の生息が確認され、繁殖行動も確認されている。

また、平成17年度以降コジュリン、オオジュリン、ホオジロ、ヒバリ等の草原性鳥類が減少している可能性がある。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、秋田県大潟村に所在し、同村総合中心地より西側に位置する低地である。

イ 地形、地質

当該区域は、食糧増産等を目的に干拓事業により作られた八郎潟干拓地内に位置し、標高0m以下の低地部である。

ウ 植物相の概要

当該区域では、ヨシ及びススキが優占する場所が大部分を占め、その他にアゼスゲ及びウキヤガラの優占する場所が見られる。これらの他に構成種として顕著な種類は、ヤマアワ、チガヤ、イ、ヒカゲノカズラ等で、合計54科175種の維管束植物が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としては、オオセッカ、オオジュリン、コジュリン等の草原性鳥類に加えて、チュウヒ等の猛禽類、マガン、ヒシクイ、オオヒシクイをはじめとするガンカモ類など 47 科 199 種が確認されている。

哺乳類としては、ニホンノウサギ、ホンドタヌキ、ホンドイタチなど 6 科 10 種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

- ア 鳥類 別表 2 のとおり。
- イ 獣類 別表 3 のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農耕地を含んでいないことから、農林水産物への被害は発生していない

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けたものに対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 21 本
- (2) 案内板 1 基

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 52 年 3 月 31 日（昭和 52 年 3 月 28 日環境庁告示第 18 号）

(2) 経緯

指定

平成 9 年 3 月 31 日（平成 9 年 3 月 24 日環境庁告示第 12 号）

指定

平成 19 年 11 月 1 日（平成 19 年 10 月 31 日環境省告示第 93 号）

別表1 国指定大潟草原鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	135 ha	15 ha	150 ha	48 ha	ha	48 ha	ha	ha	ha
林野	14 ha	ha	14 ha	8 ha	ha	8 ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	57 ha	ha	57 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	64 ha	15 ha	79 ha	40 ha	ha	40 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	74 ha	19 ha	93 ha	48 ha	ha	48 ha	ha	ha	ha
都道府県有地	47 ha	ha	47 ha	39 ha	ha	39 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	47 ha	ha	47 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	27 ha	19 ha	46 ha	9 ha	ha	9 ha	ha	ha	ha
制限林地	7 ha	ha	7 ha	5 ha	ha	5 ha	ha	ha	ha
保安林	7 ha	ha	7 ha	5 ha	ha	5 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	7 ha	ha	7 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
普通林地	7 ha	ha	7 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
その他	13 ha	19 ha	32 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
私有地等	4 ha	-4 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	4 ha	-4 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	57 ha	ha	57 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	135 ha	15 ha	150 ha	48 ha	ha	48 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で（）書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

別表2

		ツツドリ		夏鳥
○	カッコウ			夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ		夏鳥
チドリ	チドリ	○ タグリ ○ ケリ ダイゼン ○ コチドリ	DD	冬鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥
セイタカシギ	セイタカシギ	○ セイタカシギ	VU	旅鳥
シギ		ヤマシギ ○ オオジシギ ○ タシギ チュウシャクシギ ホウロクシギ ツルシギ カラフトアオアシシギ ○ タカブシギ イソシギ トウネン エリマキシギ アカエリヒレアシシギ	NT VU CR 国内希少 VU	夏鳥 夏鳥 冬鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 迷鳥 旅鳥 旅鳥 留鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥
ツバメチドリ	ツバメチドリ		VU	旅鳥
カモメ		○ ユリカモメ ○ ウミネコ ○ カモメ ○ セグロカモメ オオセグロカモメ コアジサシ アジサシ クロハラアジサシ ハジロクロハラアジサシ	VU	冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 留鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	NT	留鳥
タカ		○ トビ ○ オジロワシ ○ オオワシ ○ チュウヒ ○ ハイイロチュウヒ ○ ハイタカ ○ オオタカ ○ ノスリ ○ ケアシノスリ	VU 国内希少 国際希少 天然記念物 VU 国内希少 天然記念物 EN 国内希少	留鳥 冬鳥 冬鳥 夏鳥 冬鳥 留鳥 留鳥 留鳥 冬鳥
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク コノハズク フクロウ コミニズク		留鳥 夏鳥 留鳥 冬鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ カワセミ		留鳥
キツツキ	キツツキ	○ アリスイ ○ コゲラ ○ アカゲラ ○ アオゲラ		夏鳥 留鳥 留鳥 留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ チョウゲンボウ ○ コチョウゲンボウ ○ ハヤブサ	VU 国内希少	留鳥 冬鳥 留鳥
スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
	モズ	○ モズ オオモズ		留鳥 迷鳥
	カラス	カケス コクマルガラス ○ ミヤマガラス ○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス		留鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 留鳥
	キクイタダキ	○ キクイタダキ		冬鳥
	シジュウカラ	コガラ ヤマガラ ○ ヒガラ		留鳥 留鳥 留鳥

	○ シジュウカラ	留鳥
ヒバリ	○ ヒバリ	留鳥
ツバメ	○ ショウドウツバメ ○ ツバメ	旅鳥 夏鳥
ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	留鳥
ウグイス	○ ウグイス ヤブサメ	留鳥 夏鳥
エナガ	○ エナガ	留鳥
ムシクイ	ムジセッカ キマユムシクイ オオムシクイ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ	迷鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 夏鳥
メジロ	○ メジロ	留鳥
センニュウ	マキノセンニュウ シマセンニュウ ○ オオセッカ エゾセンニュウ	旅鳥 旅鳥 夏鳥 旅鳥
ヨシキリ	○ オオヨシキリ ○ コヨシキリ	夏鳥 夏鳥
セッカ	セッカ	夏鳥
ミソサザイ	○ ミソサザイ	留鳥
ムクドリ	○ ムクドリ ○ コムクドリ ホシムクドリ	留鳥 夏鳥 迷鳥
ヒタキ	○ クロツグミ マミチャジナイ シロハラ アカハラ ○ ツグミ オガワコマドリ ノゴマ ルリビタキ ○ ジョウビタキ ○ ノビタキ エゾビタキ サメビタキ コサメビタキ ムギマキ オオルリ	夏鳥 旅鳥 冬鳥 夏鳥 冬鳥 旅鳥 旅鳥 留鳥 冬鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥 夏鳥 旅鳥 夏鳥
スズメ	○ ニュウナイスズメ ○ スズメ	夏鳥 留鳥
セキレイ	ツメナガセキレイ ○ キセキレイ ○ ハクセキレイ ○ セグロセキレイ ビンズイ タヒバリ	旅鳥 留鳥 留鳥 留鳥 夏鳥 冬鳥
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ ○ ベニマシコ イスカ ウソ ○ シメ イカル	冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 旅鳥 旅鳥 留鳥
ツメナガホオジロ	ツメナガホオジロ	迷鳥
ホオジロ	○ ホオジロ シロハラホオジロ ○ ホオアカ コホオアカ ○ カシラダカ ミヤマホオジロ	留鳥 旅鳥 留鳥 旅鳥 冬鳥 冬鳥

		ノジコ	NT	夏鳥
		○ アオジ		夏鳥
		クロジ		夏鳥
		シベリアジュリン		旅鳥
		○ <u>コジュリン</u>	VU	夏鳥
		○ オオジュリン		夏鳥
ハト	ハト	カワラバト		留鳥
19	47	199		

(注)

1. データは既存文献、鳥獣保護区管理員報告書、調査業務の結果に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. ほ乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本の哺乳類改定版（阿部永ほか、2005年）に拠った。
4. 種指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A類、EN：絶滅危惧 I B類

VU：絶滅危惧 II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

国内希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物

5. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
6. 備考欄には、鳥類については留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

別表3

目	科	種または両種	種の指定等	備考
食虫	モグラ	ヒミズ アズマモグラ		
翼手	ヒナコウモリ	イエコウモリ (アブラコウモリ)		
食肉	イヌ	キツネ タヌキ		
	イタチ	○ イタチ アナグマ		
齧歯	ネズミ	ニホンリス ハタネズミ		
兔	ウサギ	○ ニホンノウサギ		
合計	5	6	10	

(注)

1. データは既存文献、鳥獣保護区管理員報告書、調査業務の結果に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. ほ乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本の哺乳類改定版（阿部永ほか、2005年）に拠った。
4. 種指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

EW : 野生絶滅、CR : 絶滅危惧 IA類、EN : 絶滅危惧 IB類

VU : 絶滅危惧 II類、NT : 準絶滅危惧、DD : 情報不足

国内希少 : 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少 : 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物 : 文化財保護法による天然記念物

5. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

6. 備考欄には、鳥類については留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。